



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
8 月 12 日
第 741 号
水 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示	
公金事務の委託（生物多様性保全課）	1
○ 公 告	
県営土地改良事業計画決定公告（耕地課）	1
指定管理者公募公告（THE シガパーク推進課）	2

告 示

滋賀県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、事業用の水草等の提供に係る物品売払収入および水草対策事業に対する寄附金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 8 年 8 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 公益財団法人淡海環境保全財団 理事長 高木浩文
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 草津市矢橋町字帛帆2108
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 事業用の水草等の提供に係る物品売払収入および水草対策事業に対する寄附金
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和 6 年 4 月 1 日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和 8 年 4 月 1 日

公 告

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営秦荘2期地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を令和 8 年 8 月 4 日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営秦荘2期地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課および愛荘町役場農林振興課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/351775.html>)でも閲覧することができる。
- 縦覧期間 令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 9 月 9 日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和 8 年 9 月 24 日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営岸脇地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を令和 8 年 8 月 4 日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類

を縦覧に供する。

令和8年8月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 県営岸脇地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/351776.html>)でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和8年8月12日から令和8年9月9日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年9月24日までに審査請求をすることができる。

指定管理者公募公告

琵琶湖流域下水道に付置する矢橋帰帆島公園および苗鹿公園について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和8年8月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
 - (1) 名称 矢橋帰帆島公園および苗鹿公園
 - (2) 所在地 矢橋帰帆島公園 草津市矢橋町字帰帆2108番地
苗鹿公園 大津市苗鹿三丁目1番1号
 - (3) 施設の設置の目的 都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するために設置された琵琶湖流域下水道浄化センターの将来用地等を活用し、地域環境対策および地域住民を含めた住民サービスの向上を図るため、公園を付置している。
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 公園の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (2) 特定施設の使用の承認、その取消しその他の公園の施設の使用に関する業務
 - (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
 - (1) 受付期間および受付方法 令和8年8月12日(水)から令和8年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。
なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和8年10月2日(金)午後5時必着とする。
 - (2) 受付場所 滋賀県交通まちづくり部THEシガパーク推進課公園行政係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4164
- 6 募集要項の配布
 - (1) 配布期間 令和8年8月12日(水)から令和8年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 現地説明会 令和8年8月27日(木)に矢橋帰帆島公園および苗鹿公園において現地説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。